

第9章 無効審判の審決取消訴訟における 求意見制度及び意見陳述制度の導入

1. 改正の必要性

(1) 無効審判における審決取消訴訟の訴訟当事者

審判の審決に対する取消訴訟は、特許庁が行った行政処分である審決の違法性を争うものである。通常、行政処分に対する取消を求める訴訟は、処分を行った行政庁と処分を受けた当事者とが訴訟当事者となる。特許法においても、査定系の審判である拒絶査定不服審判及び訂正審判に対する不服の訴えは、特許庁長官を被告としている（特許法第179条）。

しかし、無効審判はこれらの審判の形態とは異り、特許権者と審判請求人の対立構造を採ることで当事者間の主張立証を尽くさせることを原則としつつ、他方でこれでは不十分となる点については補完的に審判官が職権を発動するという構造となっている。そして、無効審判の審決に対する取消訴訟における審理についても、無効審判における審理と同様、特許権者と審判請求人を訴訟当事者とする特殊な形態をとっている（特許法第179条）。このため、無効審判の審決に対する審決取消訴訟においては、特許庁は訴訟当事者となることはなく、原則として裁判所における審理には関与しない。

これは、当事者系の審理構造を有する延長登録無効審判（特許法第125条の2）の審決及び同審判に係る再審（特許法第171条）の審決に対する審決取消訴訟についても同様である（以下無効審判を例に議論するが、これは延長登録無効審判及び同審判の再審に対する審決取消訴訟にも当てはまる。）。

(2) 特許庁の訴訟関与の必要性

無効審判での審理においては、特許法の解釈・運用について一次的責任を負う特許庁の審判官が、その判断を通じて、自らの法令解釈や運用基準、法律適

用等を審理の結果に反映することができる。しかし、ひとたび事件が訴訟に移行すると、特許庁は当事者としてその審理に関与することはできない。

しかし、無効審判の審決取消訴訟の結果は特許庁を拘束し、その法令解釈や運用基準、ひいては、技術開発やその成果の利用に携わる多くの国民に大きな影響を与える可能性がある。したがって、専門行政機関たる特許庁の考え方が訴訟審理に反映され、それを踏まえた判断がなされることが望ましい場合がありうる。

(3) 求意見・意見陳述制度の必要性

特許庁の訴訟関与を実現する制度としては、①訴訟当事者として訴訟に関与する訴訟参加、②単に訴訟中に特許庁の意見を提示する求意見・意見陳述制度が考えられる。

これらのうち、訴訟参加については、既に行政訴訟法第23条による参加の道があり、現行法の下でも特許庁がその意見を訴訟に反映することができる。しかし、特許庁の意見を訴訟審理に反映するために特許庁が必ず訴訟参加しなければならないとすると、審理が必要以上に複雑化し、審理の遅延をもたらす可能性がある。

また、特許庁が参加する場合には、法令解釈や運用基準についての正当性を担保することを目的とするものであるから、当事者の主張に現れない事項や当事者の主張に反する事項について主張することも考えられる。しかし、特許庁が訴訟に参加する場合は、民事訴訟法の補助参加人の規定が準用されるため、特許庁は被参加人の訴訟活動に抵触することは行えず、審理の進行によっては、当事者の主張を離れて特許庁としての意見を主張できないことも起こり得る。

そこで、より利用しやすく、かつ当事者の主張に制限されることなく特許庁が意見を表明できるようにするため、裁判所の求めにより、または、特許庁が裁判所の許可を得て、その意見を裁判所に提出することができる制度として、求意見及び意見陳述の制度を設けることが望ましい。

2. 改正の概要

当事者系審判について審決取消訴訟が提起された場合において、特許庁による法令解釈や運用基準が争点となる時、または、特許庁の専門的知識が審理充実のために必要となる時に、特許庁または裁判所の発議により、特許庁長官が裁判所に意見を述べる制度を創設する。

3. 特許法の改正条文の解説

◆特許法第180条の2

(審決取消訴訟における特許庁長官の意見)

第八十条の二 裁判所は、第七十九条ただし書きに規定する訴えの提起があつたときは、特許庁長官に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を求めることができる。

2 特許庁長官は、第七十九条ただし書きに規定する訴えの提起があつたときは、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を述べることができる。

3 特許庁長官は、特許庁の職員でその指定する者に前二項の意見を述べさせることができる。

① 審決に対する訴え（第180条の2第1項、第2項）

特許無効審判（第123条）及び延長登録無効審判（第125条の2）の審決取消訴訟において、裁判所が特許庁長官に対して意見を求めること、又は特許庁長官が裁判所に対して意見を述べることを可能とする規定を新設する。

なお、無効審判及び延長登録無効審判以外の審判の審決に対する取消訴訟においては、特許庁長官が常に被告となることから、このような制度は必要

がない。

② 特許庁長官の意見（第180条の2第1項、第2項）

意見を述べるのは、原審決をした審判官ではなく、特許庁長官である。現行の規定においても、審決取消訴訟の被告（特許法第179条）、または裁判所と特許庁の連絡等の通知先（特許法第168条、第180条等）については、当該事件の審判官ではなく特許庁長官としている。これは、手続上の便宜のため代表者としての特許庁長官を被告または通知先としているものである。求意見及び意見陳述についても、意見を述べる主体は特許庁長官とするのが便宜であり、また、法令解釈等について特許庁としての意見を明らかにしてするという意味からもそれが適切である。

③ この法律の適用その他の必要な事項

訴訟中に提示する意見としては、主として、審決において問題となった法令解釈、運用基準の扱い等、法律の適用について行うことが想定されるが、他にも裁判所の求めまたは許可の内容に応じ、必要な意見を述べる事が可能である。

④ 意見を求めること及び意見を述べることができること（第180条の2第1項、第2項）

裁判所が意見を求めること、及び、特許庁長官が意見を述べることについては、裁判所、特許庁長官の義務規定とするのではなく裁量規定とするのが適切である。特に、特許庁が裁判所の求めによらずに意見を述べる場合には、特許庁が意見を述べることによって訴訟が遅延する等の弊害が生じる可能性がある。そのため訴訟審理の迅速性、公平性あるいは充実性の観点から裁判所がその適否を判断し、適切であると認めるときに許可をすることとした。

⑤ 特許庁職員による代理（第180条の2第3項）

求意見または意見陳述が行われる場合に、常に特許庁長官自身が意見を述べるとするのは現実的でないため、特許庁の職員から代理人を選任することができることを明示した。

4. 他法の関連改正

特許法改正と同時に、平成5年改正以前の旧実用新案法を含むいわゆる産業財産権四法全部について求意見・意見陳述の規定を導入した。

- ◆実用新案法第47条第2項（審決等に対する訴え）
- ◆意匠法第59条第2項（審決等に対する訴え）
- ◆商標法第63条第2項（審決等に対する訴え）